

議案第 25 号

上美生辺地に係る総合整備計画策定の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、上美生辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定めるものであります。

令和 2 年 6 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

説 明

当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

総合整備計画書

北海道 芽室町 上美生辺地
(辺地の人口 494人、面積 95.1 k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 上美生
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町上美生4線36番地67
- (3) 辺地度数
160点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 観光・レクリエーション (配水管路) ~ 新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。スキー場については昭和45年オープン以来帯広市にも近く、上級者から初心者まで楽しめるファミリーゲレンデとして親しまれているが、オープンから50年経過しており、ゲレンデの配水管路が老朽化による腐食・漏水等により使用不可となっているため、ゲレンデ整備の際に使用する降雪機へ水供給ができず作業に支障が出ているところである。今後も利用者に親しまれるスキー場を維持するにあたり、ゲレンデの整備を適切に行うために配水管路の更新を行うものである。

3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から 令和6年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション (配水管路更新工事)	芽室町	33,440	0	33,440	33,400
		0			
		0			
		0			
合計		33,440	0	33,440	33,400

上美生辺地に係る総合整備計画について

1 『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下、「辺地法」という。）』

辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律。

2 辺地とは

交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上かつ、駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域。

3 辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第3条第1項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

4 辺地対策事業債

『辺地法』の規定による総合整備計画に基づいて行う事業を対象とする地方債で、「観光又はレクリエーションに関する施設」として“メムロスキー場給水配管設備更新工事”が該当。

※充当率 100%、交付税措置 80%の地方債